

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

【議案提出担当課：国保医療課】

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正により、
現行の被保険者証が令和6年12月2日に廃止されることから、本規約において所要
の変更を行うものであります。

1. 改正内容

「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めます。

2. 施行期日

令和6年12月2日から施行します。